

## 野田市農業委員会総会会議録（第2回）

1. 野田市農業委員会会長遠藤一彦は令和2年2月7日午後3時、野田市農業委員会を野田市役所2階中会議室1に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 藤井愛子	3番 川辺茂
4番 小林利夫	5番 野口寛
6番 石山幹雄	7番 瀬能良一
8番 筑井正	9番 宇佐見稔久
10番 望月秀嗣	11番 上原廣
12番 青木進	13番 遠藤一彦

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第6号 野田市農地利用最適化推進委員の担当区域内の募集人数について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第52条の規定による賃借料情報について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司

**議長** ただいまから令和2年第2回野田市農業委員会を開会します。

本日、2番、古谷文夫委員、所用のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

3番 川辺 茂 委員

4番 小林 利夫 委員を指名します。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

**議長** 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1022平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、自宅前の畑であり、耕作に大変便利であるためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年1月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

**青木委員** 2月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、2番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番、6番、7番については望月委員、議案第1号申請番号3番から6番、議案第2号申請番号2番、議案第3号申請番号2番から5番については瀬能委員が、ご報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について望月委員から報告をお願いします。

**望月委員** 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、下三ヶ尾字大境の畑1筆で植木畑として利用され、一部雑草が生えていました。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で894平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢のため農業経営ができないため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年1月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より説明をお願いします。

**望月委員** 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字高倉の畑2筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番から6番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号3番から6番についてご説明いたします。

1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で445平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

譲渡人の申請理由は、申請番号3番、4番は交換することで農地の形状を良くして、農業経営の利便性を図るため、申請番号5番、6番は農業経営の規模を縮小するため、譲受人の申請理由は共通で交換及び隣接農地を取得することで、農地の形状を良くして、農業経営の利便性を図るためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年1月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より説明をお願いします。

**瀬能委員** 議案第1号申請番号3番から6番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字西久保の畑4筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で267平方メートルとなっております。

転用の目的は、進入路用地です。

令和2年1月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**望月委員** 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、盛土を行わず平坦な形状のため、整地し、碎石敷きにて進入路を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、全面碎石敷きのため、隣接農地に影響がないよう配慮する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番、2番の案件に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、融資に関するご案内が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で274平方メートルとなっております。

転用の目的は、農産物販売施設用地です。

令和2年1月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**瀬能委員** 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、切土・盛土は行わず、転圧により整地し、碎石敷きにて農産物販売施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣接農地へ土砂が流出しないよう造成する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**上原委員** 申請番号1番ですが、進入路用地としての申請ですが、個人的な進入路ですか。

**事務局** 申請者の〇〇さんの個人的な進入路用地です。

住宅を建設するのに進入路が無いので、申請地を進入路として使用するものです。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で613平方メートル、畑5筆で4210平方メートル、合計6筆で4823平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和2年1月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**望月委員** 議案第3号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土はせず、転圧により整地し、砂利敷きにて車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に単管パイプを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から5ページの申請番号7番の案件に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1021平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和2年1月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**瀬能委員** 議案第3号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で908平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和2年1月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**瀬能委員** 議案第3号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2



種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号4番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1044平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和2年1月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**瀬能委員** 議案第3号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で469平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和2年1月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**瀬能委員** 議案第3号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1113平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和2年1月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**望月委員** 議案第3号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、盛土等を行わず、砕石敷きにて資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、堰堤を作り、土砂の流出を防止し、周囲を単管パイプ柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で587平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和2年1月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**望月委員** 議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号1番から3番、8番、12番から14番について先議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号申請番号1番から3番、8番、12番から14番についてご説明いたします。  
7ページをご覧ください。

野田市長より令和2年1月24日付けで、令和元年度第9次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、3年の賃借権設定が畑2筆で3781平方メートル、4年の賃借権設定が田2筆で2042平方メートル、4年10ヶ月の賃借権設定が畑1筆で320.53平方メートル、5年の賃借権設定が田1筆で3093平方メートル、5年の使用貸借権設定が畑1筆で707平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**望月委員** 8番使用貸借で間違いはないですか。

株式会社〇〇が借受ますよね。

**事務局** 使用貸借ということで、申請されています。

**瀬能委員** この件は、前回私が質問しました。

麦を作るのに、地権者がただでもいから作ってくれということで、今回は相当の面積を使用貸借で申請されたので、今回も前回と同じだと思います。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号「一般」申請番号1番から3番、8番、12番から14番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

「一般」の申請番号 4 番から 7 番、9 番から 11 番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 4 号申請番号 4 番から 7 番、9 番から 11 番についてご説明いたします。

農用地利用集積計画の一般でございますが、1 年 7 ヶ月の賃借権設定が 7 筆で 19333 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号「一般」の申請番号 4 番から 7 番、9 番から 11 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画について」の目吹転作、船形転作、小山転作を議題とします。

本案も野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、目吹転作の申請番号 1 番から 46 番、48 番から 231 番、船形転作、小山転作について先議します。

一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 4 号目吹転作の申請番号 1 番から 46 番、48 番から 231 番についてご説明いたします。

8 ページから 23 ページをご覧ください。

すべて 1 年間の賃借権の設定でございます、田 230 筆で 376188 平方メートルとなっております。

次に船形転作についてご説明いたします。

24 ページから 42 ページをご覧ください

すべて 1 年間の賃借権の設定でございまして、田 290 筆で 541893 平方メートルとなっております。

次に小山転作についてご説明いたします。

43 ページから 57 ページをご覧ください。

すべて 1 年間の賃借権の設定でございまして、田 82 筆で 134079 平方メートル、畑 105 筆で 139715 平方メートル、合計 187 筆で 273794 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号「目吹転作」の申請番号 1 番から 46 番、48 番から 231 番、「船形転作」、「小山転作」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議事参与の制限を受ける案件に移ります。

議長交代になります。

望月委員よろしくお願ひいたします。

—望月委員、議長席に着席 ○○委員は自席へ—

**議長代理** 野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、○○委員の退席を求めます。

—○○委員退席—

「目吹転作」の申請番号 47 番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 4 号目吹転作の 47 番についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

1 年間の賃借権の設定でございまして、田 1 筆で 2293 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長代理** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号「目吹転作」の申請番号47番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

議長を交代します。

—〇〇委員は議長席へ、望月委員は自席へ着席—

**議長** 議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明願について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号申請番号1番についてご説明いたします

58ページをご覧ください。

生産緑地法第10条に生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は、市に買い取りの申出をすることができる」と規定されております。

本案は、買取り申出事由が生じたため、生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することを証明するものです

生産緑地は、畑2筆で1763平方メートル、買取り申出事由は死亡となっております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地調査が行われておりますので、山田農地利用最適化推進委員より報告をお願いします。

**山田委員** 議案第5号申請番号1番について報告します。

令和2年2月3日に現地の状況確認を、農業委員会事務局職員1名と実施しました。



現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地の状況については、農地の状態にあり、耕作された農地でした。  
以上です。

**議長** 質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「野田市農地利用最適化推進委員の担当区域内の募集人数について」を議題とします。

本日、運営委員会議長が欠席のため、先日開催された運営委員会の内容を私から報告します。

野田市農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、3月から委員を募集しますので、区域内の人数を決定するものです。

運営委員会に農地利用最適化推進委員の区域リーダー3名にも出席していただき協議いたしました。

「野田市農業委員会に関する条例」第3条により、農地利用最適化推進委員の定数は14名と決まっております。

また、「野田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱」第2条により、担当区域は、表のとおりとなっております。

14人を3区域で割り振り人数を決めるわけですが、区域内の農地面積を考慮し、また、農地利用最適化推進委員の区域リーダーに意見を聴取したところ、第1区域は4人、第2区域は5人、第3区域は5人にすることに決定をしました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号について、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告第1号から報告第7号についてご説明いたします。

報告事項の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、2件受理しております。

次に2ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2件受理しております。

次に3ページから6ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、10件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理いたしました。

次に7ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第52条の規定による賃借料情報については、7ページに記載のとおりです。

次に8ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に9ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に10ページをご覧ください。

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1件証明いたしました。  
以上です。

**議長** 報告第6号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

番号1番について、調査にあたった望月委員より報告をお願いします。

**望月委員** 令和元年12月10日に私と事務局職員1名で現地調査を行いました。

申請地は、農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続きまして、先日開催しました運営委員会において協議・決定した事項について、報告いたし

ます。

協議事項 2 番「若手農業者と農業委員会との意見交換会」についてでございますが、開催日時は、2月25日（火）午後6時30分より市役所8階大会議室で開催予定です。

4Hクラブのメンバーとここ数年で新規就農した若手農業者を対象としました。

内容については、第1部として講演会、千葉県農業会議 越川 副主幹に「担い手農家が利用できる農業制度」について、ご講演をいただき、第2部として、「若手農業者と農業委員会の意見交換会」を行いたいと思います。

議長については、私が務め、進行については、望月委員にお願いします。

当日は、千葉県東葛飾農業事務所、市農政課にも出席依頼をしました。

若手農業者の直面している課題や今後の農業などについて、自由な話し合いをすることとしております。

以上でございます。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。（午後4時23分）